

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）の役員（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第 2 条 役員報酬は、理事長については、基本報酬、通勤手当及び業績手当とし、常勤役員及び非常勤の役員については、役員手当とする。

2 常勤役員に対しては、前項の役員手当のほか、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）又は地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館期限付職員就業規則第 4 章の規定により、役員ごとに理事長が定める給与を支給する。

3 法人成立の前日において、佐賀県医療センター好生館の職員であった常勤役員については、地方独立行政法人法第 59 条第 2 項により、職員となった者とみなして、佐賀県医療センター好生館職員退職手当規程により退職手当を支給する。

4 役員報酬の、一時差止処分その他支給に関することについては、職員の例による。

(報酬の支給)

第 3 条 報酬の支給日は、職員給与規程第 6 条の規定の例による。

(基本報酬の額)

第 4 条 理事長の基本報酬の額は次のとおりとする。

区 分	基本報酬の額（月額）
理事長	1,100,000 円

(通勤手当)

第 5 条 理事長の通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(業績手当の支給)

第 6 条 理事長の業績手当は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。これら基準日前 1 ヶ月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

2 業績手当の額は次のとおりとする。

区 分	業績手当の額	
	6 月	12 月
理事長	3,000,000 円	3,100,000 円

3 業績手当の支給額は、基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 ヶ月 100 分の 100

- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
- (4) 3ヶ月未満 100分の30

4 前項の支給額は、佐賀県知事が行う業績評価の結果を踏まえ、当該役員の業績に対する貢献度等を総合的に勘案し、理事会の議決を経て、100分の20の範囲内で増額し、又は減額することができるものとする。

5 第2項の業績手当の一時差止処分その他支給に関することについては、職員の例による。

(役員手当)

第7条 役員手当の額は次のとおりとする。

区 分	役員手当の額
常勤役員	月額 50,000 円
非常勤の理事	会議出席1回当たり 20,000 円
監事	月額 50,000 円

(日割計算)

第8条 新たに理事長となった者には、その日から基本報酬を支給する。

- 2 理事長が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。
- 3 理事長が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法については、法人の職員の例による。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 非常勤の理事の報酬は、前項の規定にかかわらず、現金により本人に直接支払うことができる。

(端数の取扱)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(他の団体からの給与との調整)

第11条 理事長が他の団体の役職員の職を兼ねるときは、理事会の議決を経て、報酬を減額して支給することができる。

(役員と佐賀県職員との間における手当の特例)

第12条 佐賀県職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の佐賀県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前項の規定に該当する役員が退任し、かつ引き続いて佐賀県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、当該退職の日に佐賀県職員に復職し佐賀県職員として退職したと仮定した場合の、第1項の規定に該当する役員としての在職期間を、佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年12月24日佐賀県条例第59号）第7条第1項ある在職期間とみなし、同条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

第13条 第6条に定める基準日以前6箇月以内の期間において、佐賀県職員が前条第1項に該当する役員となった場合は、その期間内において佐賀県職員として在職した期間は、職員給与規程第53条第2項の在職期間に算入する。

（その他）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。